

# 農業経営基盤の強化の促進に関する指針

(農業経営基盤強化促進基本構想)

令和5年9月

高山市

この指針は、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第6条に基づく農業経営基盤強化促進基本構想である。

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

### 1 現状

高山市は岐阜県の北部飛騨地方の中央、高山盆地を中心地として、2,178平方キロメートルの総面積を擁している。高低差は標高436～3,190mにわたり、変化に富んだ地理条件が存在している。森林率は約92%で総面積の大部分を占め、広大な自然に恵まれた地域である。

気候は裏日本型に属し内陸型であるため寒暖の差が大きい。年平均気温は11.0℃で、8月の最高気温平均は30.7℃、2月の最低気温平均は-5.2℃であり、年間降水量は1,699.5mmである。

農業振興地域は19,548haで、農用地区域は農業に適した平坦地を中心としながらも山際の農地についても設定しており、市内に広く点在する状況となっている。農家戸数は3,569戸、耕地面積は4,590ha、1戸平均の耕地面積は約1.3haである。1戸当たりの農業生産所得及び10a当たりの農業生産所得において、岐阜県平均を上回っているが、今後さらに安定性の高い農業の確立を目指すため、優良農地の活用促進及び農地の集積により認定農業者(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体)等の育成確保及び規模拡大に努める。

また、今後さらに産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の新たな担い手の育成確保に努める。

### 2 基本的方向

本市は、米・野菜・畜産を3本柱に、果樹・花卉・特産品を加えた生産活動が展開されているが、昭和46年から始まった米の生産調整に加え、米価の引き下げに伴い米の農業経営における比重は低下してきた。それに比べ野菜は米の生産調整と相まって、昭和40年代後半から高冷地の特色を活かしたトマト・ホウレンソウを中心に産地化が進み、生産量の拡大及び施設の近代化が進んだ。畜産においては、安福号による飛騨牛のブランド化が進み、肉用牛を中心に酪農、養豚、養鶏における新技術の導入と経営改善、経営規模の拡大が図られた。

このような背景の中で、稲作においては飛騨ブランド銘柄米を中心に生産拡大を図るとともに、生産コストの削減と付加価値の高い米づくりを推進する。また、水田などを有効活用した新規需要米等の戦略作物の生産を進める。

ホウレンソウ・トマトを中心とした施設園芸では、令和2年11月に設置されたぎふ清流GAP(GAP:農業生産工程管理)への取り組みをはじめ、GGAP、JGAPなどの国際認証取得を支援し、安全・安心な作物の生産を推進する。また、これらに続く新たな特産物の発掘・育成支援を進める。

りんご・桃を中心とした果樹においては、施設園芸と同様にぎふクリーン農業、GAPの推進を図るとともに、栽培管理の効率化と生産性の向上を目指した活動を行う。また、特に近年果樹管理作業の担い手不足が深刻であることから、作業受託組織の育成支援を行う。

花卉では、キク、トルコギキョウ、バラの主流品目の生産技術の規模拡大を推進するとともに、品種・品目の移り変わりが早い消費者ニーズを的確に把握できる体制づくりを整備する。

肉用牛・酪農を中心とした畜産においては、優良な雌牛の増頭や人工授精・受精卵の移植などに

より飛驒牛ブランドの維持・拡大を図る。また、積極的な耕畜連携のもと飼料自給率の向上による低コスト化と高度飼養管理技術の習得、及び家畜防疫衛生体制の強化による経営改善及び高品質化を図る。

さらに、担い手の経営発展や安定化を図るため、経営体の規模や意向に応じ、6次産業化による経営の多角化やスマート農業の先進的技術の導入、グリーンツーリズム等の農業者の多様な取り組みを促進する。

農地については、その多面的機能の発揮と効率的な利用を促すため、環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図るとともに、鳥獣による被害等への対策を強化していく。

このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として農業振興地域整備計画及びその他農業に関する整備計画と照らし合わせながら、農用地利用集積事業を実施するものとする。

あわせて、担い手の育成や後継者の確保、新規就農者への支援に努めるとともに、女性農業者の農業経営への参画を促進するため、家族経営協定の普及を図る等、女性が自らの意思による農業経営及びこれに関連する活動への参画を促進するものとする。

### 3 具体的な指標

本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後、新たに農業経営を営もうとする青年等の場合、農業経営開始から5年後)の農業経営の発展目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本市において現に成立している優良な経営事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得(1人当たり400万円程度)、年間労働時間(主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度)の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造の確立をめざす。

新たに農業経営を営もうとする青年等においては、農業を主業とする農業者と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人あたり2,000時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(農業を主業とする農業者の目標の4割以上の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得160万円以上)を目標とする。

### 4 農業経営への具体的支援措置

本市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本市は、飛驒農林事務所、飛驒農業協同組合等との相互の連携を十分に保ち、農家への迅速かつ適正な指導を行うため、高山市農業経営改善支援センター連絡会(以下、「支援センター連絡会」という。)を設置し、農業の将来展望とそれを担う経営体を育成するため徹底した話し合いを行う。さらに、望ましい経営を目指す農業者やその集団に対して、同連絡会メンバーが主体となって営農診断や営農改善方策の提示等を行い、農業者が主体性を持って自らの地域の農業将来像に

について考え、選択を行うことにより、それぞれの農業経営改善計画の自主的な作成や相互連携が図られるよう誘導する。

また、農業委員会、飛騨農林事務所、飛騨農業協同組合、ぎふアグリチャレンジ支援センター（一般社団法人岐阜県農畜産公社）、高山市指導農業士会等で構成する高山市就農支援協議会（以下、「就農支援協議会」）就農支援協議会就農支援協議会という。）を設置し、新たに農業経営を営もうとする青年等に対して、就農に関する相談から農業研修における指導や助言、及び就農後の定着に向けたフォローアップまで積極的に支援する。さらに、新規就農者を重点的に支援する青年等就農計画制度を活用し、認定新規就農者の育成確保に努めるとともに、効率的かつ安定的な農業経営者へと育成する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者または新たに農業経営を営もうとする青年等には、農業委員会を核とした集積の対象となる農地の掘り起こし活動を強化し農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて農用地利用集積を進める。

面的にまとまった形で貸し付ける等の活動については、農地中間管理機構と連携・調整を図りつつ実施する。

更に、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、地域に存在する農作業受託組織などと連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、あわせて集約的な経営展開を助長するため、中山間農業研究所及び飛騨農林事務所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化を図ると共に新たな品目の導入を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落においては、地域での話し合いと合意形成を促進する。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう集落の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確にしつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他サラリーマン農家等にも農業経営基盤強化促進法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

## 5 支援体制

本市は、認定農業者及び組織経営体または認定新規就農者に対し、先進的技術の情報提供や普及及びそれを含む生産方式の改善、経営管理の合理化等の経営改善のための支援活動や経営診断等を効率的、総合的に実施し、また、自らの経営内容等を多角的に検討し、体制が整った経営体については法人化へ誘導するため、農業委員会、飛騨農林事務所、飛騨農業協同組合、ぎふアグリチャレンジ支援センター等の関係機関、関係団体と連携する。

また今後認定を受けようとする農業者や新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、制度の普及活動を積極的に行い、認定農業者及び認定新規就農者の確保・育成を図るため、支援センター連絡会及び就農支援協議会就農支援協議会を構築する。

更に、生産基盤を整備するなど投資の必要な農業者等に対しては、経営改善計画に沿った適切な資金利用計画の作成の指導を行い、資金借入後は濃密な指導を実施するため、市農業関係資金特別融資制度推進会議を設置する。

## 第2 農業経営の規模、生産方法、経営管理の方向、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの効果的かつ安定的な農業経営の指標

### 【個別経営体】

営農類型	経営規模	主な資本装備	経営管理	農業従事の態様等
水 稻	〈作付面積等〉 水稻 7.0ha 新規需要米3.0ha 〈経営面積〉 10.0ha 作業受託 10.0ha	トラクター 直進アシスト機 能付田植機 動力噴霧器 自脱型コンバイン トラック	◇複式簿記記帳による農業経営と家計の分離 ◇青色申告の実施 ◇生産情報の記帳によるトレーサビリティへの対応 ◇飛驒ブランド銘柄米による高付加価値化	◇家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ◇農繁期における臨時雇用従事者の確保 ◇従事者 基幹 1人 補助 1人
施設園芸 (ハウレンソウ)	〈作付面積等〉 ハウレンソウ 1.0ha 〈経営面積〉 4.0ha (4回転耕作)	トラクター 播種機 土壌消毒機 自動袋詰機 動力噴霧器 トラック 予冷库 パイプハウス 収穫機	◇複式簿記記帳による農業経営と家計との分離 ◇青色申告の実施 ◇作業の機械化による省力化 ◇耐雪・耐風補強ハウスの導入 ◇ぎふクリーン農業、GAPの推進 ◇遮光資材等の利用による夏場の安定生産	◇家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ◇基幹的労働力としての雇用従事者の確保 ◇従事者 基幹 1人 補助 7人

【個別経営体】

営農 類型	経営規模	主な資本装備	経営管理	農業従事 の態様等
施設園芸 (夏秋トマト)	〈作付面積等〉 夏秋トマト 0.6ha  〈経営面積〉 0.6ha	トラクター 管理機 運搬車 動力噴霧器 ロボットスプレイカ ー 暖房機 トラック パイプハウス	◇複式簿記記帳によ る農業経営と家計 との分離 ◇青色申告の実施 ◇作業の機械化によ る省力化 ◇ぎふクリーン農業、 GAPの推進 ◇暖房機等の利用 による作期拡大	◇家族経営協定の締結に基づく 給料制、休日制の導入  ◇基幹的労働力としての雇 用従事者の確保  ◇従事者 基幹 1人 補助 2人
施設園芸複合 (ホウレンソウ) (菌床シイタケ)	〈作付面積等〉 ホウレンソウ 0.8ha 菌床シイタケ 5,000ブロック  〈経営面積〉 4.0ha (ホウレンソウ5回 転作)	トラクター トラック 動力噴霧器 土壤消毒機 播種機 自動袋詰機 予冷庫 暖房機 収穫機 培養棚 パイプハウス	◇複式簿記記帳によ る農業経営と家計 との分離 ◇青色申告の実施 ◇作業の機械化によ る省力化 ◇耐雪・耐風補強 ハウスの導入 ◇ぎふクリーン農業、 GAPの推進 ◇遮光資材等の利 用による夏場の安 定生産 ◇品質・収量を考慮 した種菌の選択	◇家族経営協定の締結に基づく 給料制、休日制の導入  ◇基幹的労働力として雇用 従事者の確保  ◇従事者 基幹 1人 補助 7人

【個別経営体】

営農 類型	経営規模	主な資本装備	経営管理	農業従事 の態様等
花 卉 (切り花)	〈作付面積等〉 0.6ha  〈経営面積〉 0.6ha	トラクター トラック 動力噴霧器 管理機 予冷庫 暖房機 パイプハウス 調整作業台	◇複式簿記記帳による農業 経営と家計との分離 ◇青色申告の実施 ◇耐雪・耐風補強ハウスの 導入 ◇品目の選定による長期出 荷体制の確立 ◇マーケティングによる消費 動向調査	◇家族経営協定の締結に基づく給 料制、休日制の導入  ◇補助的・季節的労働としてパート 雇用従事者の確保  ◇従事者 基幹 1人 補助 5人
果 樹	〈作付面積等〉 りんご0.75ha 桃 0.35ha  〈経営面積〉 1.1ha	トラック 高所作業機 運搬機 スピードスプレ イヤー 予冷庫 乗用モア	◇複式簿記記帳による農業 経営と家計との分離 ◇青色申告の実施 ◇雇用者等の剪定技術指 導 ◇りんごのわい化栽培による 作業の効率化・省力化 ◇品種の選定による長期出 荷体制の確立 ◇ぎふクリーン農業、GAPの 推進	◇家族経営協定の締結に基づく給 料制、休日制の導入  ◇補助的・季節的労働力としてパ ート雇用従事者の確保  ◇従事者 基幹 1人 補助 4人

【個別経営体】

営農 類型	経営規模	主な資本装備	経営管理	農業従事の 態 様 等
酪農	〈作付面積等〉 飼料作物 3.8ha 混播牧草 8.3ha  〈経営面積〉  12.1ha  乳牛 35頭 育成牛 8頭	ブロードキャスター ダンプトラック カッター ミルクパーラー バンクリーナー バルククーラー スタンション 畜舎 サイロ 堆肥舎 家畜排せつ物処理施設 自動給餌機 搾乳ユニット自動搬送装置 哺乳ロボット 牛群監視システム ・自動操舵システム付 トラクター、フロントローダー、マニユアスプレッター等は共同利用	◇複式簿記記帳による農業経営と家計との分離 ◇青色申告の実施 ◇フリーストール牛舎の推進 ◇ミルクングパーラー方式による搾乳時の衛生保持と労働時間の短縮 ◇コンプリードフィードを導入した飼養管理技術の向上 ◇堆肥の有効利用 ◇適切な家畜糞尿処理の推進 ◇家畜防疫衛生体制の強化	◇家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入  ◇ヘルパー制度の利用  ◇従事者 基幹 1人 補助 1人



【個別経営体】

営農 類型	経営規模	主な資本装備	経営管理	農業従事の 態様等
肉用牛 (繁殖)	〈作付面積等〉 飼料作物 2.1ha 混播牧草 7.6ha  〈経営面積〉  9.7ha  繁殖牛 60頭 育成牛 2頭	トラクター ダンプトラック ブロードキャスター フロントローダー コーンハーベスター カッター 畜舎 サイロ 堆肥舎 自動給餌機 哺乳ロボット 牛群監視システム	◇複式簿記記帳による農 業経営と家計との分離 ◇青色申告の実施 ◇夏山冬里方式により蔬 菜等との複合経営 ◇家畜受精卵移植による 肉用牛の改良増殖 ◇家畜排泄物の適正処 理及び土壌還元 ◇飛驒牛ブランドの維持・ 拡大 ◇家畜防疫衛生体制の 強化	◇家族経営協定の締結に基づ く給料制、休日制の導入  ◇夏山冬里方式による農繁期 の労働力確保  ◇従事者 基幹 1人 補助 1人
肉用牛 (一貫)	〈作付面積等〉 飼料作物 1.2ha 混播牧草 5.0ha  〈経営面積〉  6.2ha  肥育牛100頭 繁殖牛 60頭	トラクター ダンプトラック ブロードキャスター フロントローダー コーンハーベスター カッター 畜舎 サイロ 堆肥舎 自動給餌機 哺乳ロボット 牛群監視システム	◇複式簿記記帳による農 業経営と家計との分離 ◇青色申告の実施 ◇管内肥育素牛充足率 の向上 ◇家畜排泄物の適正処 理及び土壌還元 ◇飛驒牛ブランド の維持・拡大 ◇家畜防疫衛生体 制の強化	◇家族経営協定の締結に基づ く給料制、休日制の導入  ◇従事者 基幹 1人 補助 2人

【個別経営体】

営農 類型	経営規模	主な資本装備	経営管理	農業従事 の様態等
露地野菜	〈作付面積等〉 大根 1.5ha カブ 1.5ha 〈経営面積〉 3.0ha	直進アシスト機能付 トラクター サブソイラー プラウ 畝立て機 トラック 乗用管理機 収穫運搬機 防除機 洗浄機 播種機	◇複式簿記記帳による農 業経営と家計との分離 ◇青色申告の実施 ◇作業の機械化による省 力化 ◇病虫害発生予察情報 に基づく適切な防除の 実施	◇家族経営協定の締結に基づ く給料制、休日制の導入 ◇基幹的労働力としての雇用 従事者の確保 ◇従事者 基幹 1人 補助 4人

【組織経営体】

営農 類型	経営規模	主な資本装備	経営管理	農業従事 の様態等
水稲 + 作業受託	〈作付面積等〉 水稲 20ha 新規需要米 5ha そば 5ha 〈経営面積〉 30ha 作業受託 30ha (水稲基幹3作業)	トラクター 食味収量測定機能 搭載コンバイン 直進アシスト機能付 田植機 動力噴霧器 トラック ドローンによる農薬散 布	◇専門家を加えた経 営管理及び経営把 握 ◇生産情報の記帳 によるトレーサビリテ ィへの対応 ◇飛騨ブランド銘柄米 による高付加価値 化	◇春秋農繁期の臨時雇用従事 者の確保 ◇休日制、給料制の実施及び 社会保険制度への加入 ◇従事者 基幹 3人 補助 6人

第3 農業経営の規模、生産方法、経営管理の方向、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

(1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、これまでの新規就農者の状況等の実態を勘案し、それぞれの営農類型の基幹作目別に整理した主要事項に基づいて進める。

(2) 経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営管理能力の向上と併せて簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図る。また、栽培技術の向上等による生産性の向上を始め、企業的経営感覚の習得や経営手法の導入等による経営安定を促進し、青年等の育成を推進する。

(3) 農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの労働時間年間総労働時間（2,000時間）の実現を目指す。

新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の指標として、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

営農類型	従事者数		経営規模	主な資本装備等
	基幹	補助		
水 稲 (個別経営体)	1人	1人	5.0ha 水稲 2.8ha 新規需要米 2.2ha 他に作業受託 13ha	トラクター 直進アシスト機能付田植機 自脱型コンバイン
露地野菜 (夏だいこん)	2人	1人	3.0ha トンネル 1.5ha 露地 1.5ha	トラクター サブソイラー プラウ 畝立て機 洗浄機 動力噴霧器
施設園芸 (ホウレンソウ)	1人	2人	0.5ha 年4作 延べ栽培面積 2ha	パイプハウス 自動袋詰め機(中型) トラクター 真空播種機 土壤消毒機 動力噴霧器 収穫機 予冷庫
施設園芸 (夏秋トマト)	1人	1人	0.3ha	パイプハウス トラクター

					ロボットスプレイカー 管理機 動力噴霧器 運搬車
花 卉 (切り花)	1 人	5 人	0.6ha		パイプハウス トラクター 予冷庫 管理機 動力噴霧器
果 樹	1 人	2 人	0.8ha	りんご 0.5ha もも 0.3ha	スピードスプレーヤー 乗用モア 高所作業台車

< 畜産 >

営農類型	従事者数		経営規模	主な資本装備等
	基幹	補助		
酪農	1 人	1 人	経産牛 40 頭  トウモロコシ 3.6ha 混播牧草 7.5ha	畜舎 家畜排せつ物処理施設 搾乳ユニット自動搬送装置 自動給餌機 哺乳ロボット 牛群監視システム  ・自動操舵システム付トラクター、フロントローダー、マニユアスプレッター等は共同利用
肉用牛 (繁殖)	1 人	0.55 人	繁殖雌牛 60 頭 混播牧草 7.6ha ソルガム 0.9ha イタリアンライグラス 1.2ha	繁殖牛舎 パドック 堆肥舎 乾燥施設 給餌車 哺乳ロボット 牛群監視システム
肉用牛 (一貫)	1 人	0.6 人	繁殖雌牛 60 頭 肥育牛 100 頭 混播牧草 1.0ha ソルガム 1.0ha	繁殖牛舎 肥育牛舎 パドック 堆肥舎 乾燥施設 自動給餌機 哺乳ロボット 牛群監視システム

#### 第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

##### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

農畜産物を安定的に生産し、地域の農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、認定農業者や認定新規就農者、集落営農等の地域の中心を担う経営体に対し、生産方式の高度化や経営管理の合理化等に対応できるよう重点的な支援により確保・育成する。

加えて、中小・家族経営、兼業農家などの農業者の中で、継続的な農地利用を行い地域農業の維持・発展に重要な役割を果たす多様な農業者においても、農業を担う者として地域計画に位置付けることにより確保し、これらすべての者が、持続的な営農活動が展開できるよう支援する。

##### 2 農業を担う者の確保・育成に向けた取組

就農支援協議会が就農応援隊などの関係機関と連携し、就農希望者及び雇用就農者などに対し、必要な情報を共有するとともに、就農から定着まで必要となるサポートを一元的に実施する。

さらに、認定新規就農者に対しては、国や県の新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、営農定着ができるよう、必要なフォローアップを実施する。

また、経営発展に意欲的な農業者に対しては、ぎふアグリチャレンジ支援センター等と連携し、専門家等の派遣により、伴走型による経営課題に応じた個別指導・助言などを支援する。

#### 第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積について、将来の地域の目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

##### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標		備考
令和2年(現在)	令和12年	
42.9%	60.0%	

##### 2 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の面的集積に関する目標

農地中間管理事業の活用を図り、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

##### 3 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体の密接な連携の下、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、地域の地理的・自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営に向け、面としてまとまった形での農用地の利用集積を促進させる。

また、中山間地域や、担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、地域農業の維持発展に重要な役割を果たす中小・家族経営などの多様な農業者による農地利用により、地域全体での農用地の確保・有効利用を図る。

その際、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効率的かつ計画的に展開されるよう、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

## 第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、岐阜県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5章「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市の地域の特性を生かし、多様な農業生産の展開や兼業化の進行する中での後継者の育成などを考慮しながら以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 利用権設定等促進事業  
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)の施行後においても、地域計画の策定前までは、同法に設けられた経過措置の期間の間は、引き続き農用地利用集積計画の作成を行うこととする
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

### 1 地域計画推進事業に関する事項

本市は、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域ごとに、地域の農業者等による協議の場を設け、その結果を踏まえ、農業上の利用が行われる農用地等の区域における地域農業の将来の在り方や、目指すべき将来の農用地の姿を明確化する地域計画を定め、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じた農用地の利用権の設定等を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

なお、地域計画は、地域農業の発展に向けたマスタープランとなる重要な計画であり、地域農業の情勢変化に対応する観点から、同基本構想の計画期間につき定めるものとする。

#### (1) 協議の場の設置方法

##### ① 協議の場を設置する地域の基準

これまで人・農地プランの実質化が行われている地域を基に、農業振興地域を中心に農業上の利用が行われる農用地等の区域を設定することとし、地形や水利等の自然的条件、農産物の

生産状況や圃場整備の状況等の経済的条件、自治会や校区等の社会的条件を考慮し、農用地の集約化等に向けた取組について、農地の出し手や受け手の話し合いや合意形成が行いやすく、その取組の着実な実現が図られる地域ごとに協議の場を設置することとする。

## ② 推進体制の整備

本市は、協議の場を開催する準備段階として、農業委員会、農業協同組合、県等を参集した戦略会議を開催し、協議の場において活用する対象地域の農用地利用の現況を客観的に把握することができる地図（現況地図）の作成を行うものとする。

加えて、協議の場を設置する地域の基準に沿った地域割りなどを検討することとする。

## ③ 協議の場の設置

ア 本市は、協議の場の日時・場所・内容等を調整しながら、以下のイの参加者に呼びかけ、協議の場を開催するものとする。

また、協議の場の日時や場所について、幅広く参加者を募るため、関係者への周知に加え、市町村のホームページや広報誌等を通じて公表するものとする。

イ 本市は、協議の場において、幅広い意見を聴取するため、農業者、農事改良組合や水利組合の代表者、地域の農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地専門員、土地改良区、県などを参集する。

特に、農業者については、認定農業者、集落営農等の地域の中心的な農業者だけではなく、新規就農者、女性農業者、若手農業者、新たに地域で農業を担う新規就農希望者等、多様な農業者などの意見を聴くこととする。

ウ 協議の場では、以下の事項について協議する。

なお、協議にあたっては、農用地の集約化等に伴う作業の効率化や総合的な利用を図り、受け手の持続可能な農業経営に支障が生じないよう、受け手の意向を再確認しつつ、その意向について参加者の理解を深めるよう留意する。

(ア) 農業の将来の在り方

(イ) 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(ウ) その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項（農用地の集積・集約化の方針、農地中間管理機構の活用方針、基盤整備事業への取組方針、多様な経営体の確保・育成の取組方針、農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針）

(エ) その他

エ 本市は、上記ウの項目について、協議の結果を取りまとめ、インターネットや掲示など、関係者だけでなく広く地域住民が閲覧できる方法で公表することとする。

## (2) 地域計画の作成

本市は、地域計画の策定にあたって、県、農業委員会、(一社)岐阜県農業会議、(一社)岐阜県農畜産公社（農地中間管理機構）、農業協同組合、土地改良区等と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施することとする。

### ① 地域計画の地域の基準

地域計画を策定する地域は、協議の場を設置する地域の基準に沿って設定するものとする。

### ② 地域計画の作成

協議の場の結果を踏まえ、上記アの地域における農業の将来の在り方や、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた地域計画を定める。(令和7年3月までに作成)

なお、計画は、下記の要件に該当するものとする。

ア 基本構想に即するとともに、法第5条第4項に規定する計画(農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画)との調和が保たれたものであること。

イ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積、農用地の集団化その他の地域計画の区域における農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合すること。

### ③ 目標地図の作成

農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として、地域において農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、目標地図に表示する。

本市は、農業委員会に目標地図の素案の提出を求め、提出された素案に基づいて目標地図を含む地域計画を作成することができることとする。

## (3) 地域計画の変更

本市は、地域計画の策定後において、受け手がいない農用地で新たに受け手が見つかった場合や新たに農用地利用の在り方を変更する場合、公共用地や農業の振興を図るために必要な施設等の用地に供するため農地を転用する場合など、情勢の推移により必要が生じたときは、地域計画を変更することとする。

この際、以下の軽微な変更を除き、関係機関への意見聴取や公告・縦覧を経て、地域計画を定めることとする。

①区域の名称の変更又は地番の変更

②農用地等を利用する農業を担う団体(法人を除く。)が、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員又は株主とする法人となったことに伴う地図の変更

③農業を担う者の相続に伴う目標地図の変更

④その他、地域計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

## (4) 地域計画の作成・変更時の意見聴取

本市は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするとき(軽微な変更を除く。)は、あらかじめ県、農業委員会、(一社)岐阜県農業会議、(一社)岐阜県農畜産公社(農地中間管理機構)、農業協同組合等関係者の意見聴取を行うこととする。

また、地域計画の案の公告の前には、パブリックコメントの募集や説明会を開催し、可能な限り関係者の理解を得るよう努めることとする。

## (5) 地域計画の公告

本市は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするとき(軽微な変更を除く。)は、その旨を本市の掲示板への掲示やインターネット等を通じて公告し、当該公告日から二週間公衆の縦覧に供することとする。

また、地域計画を定め、又はこれを変更したときは遅滞なくその旨を公告するとともに、県、農業委員会、(一社)岐阜県農業会議、(一社)岐阜県農畜産公社(農地中間管理機構)、農業協同組合



等に地域計画の写しを送付することとする。

#### (6) 地域計画に係る個人情報の取扱い

本市は、農業を担う者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続きとして、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができるが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その目的を明示するものとする。

また、本市の掲示板への掲示等とは別に、インターネットの利用などにより関係者以外の不特定多数に対して情報を共有する場合は、氏名を削除する等の配慮を行うこととする。

#### (7) 地域計画の区域内の農用地所有者からのあっせんの申出、買入協議

農業委員会は、地域計画の区域内の農用地の所有者からあっせんの申出で受け、農地中間管理機構による買入れが特に必要であると認める場合は、本市に対し、農地中間管理機構による買入協議を要請することができる。

本市は、農業委員会から要請を受けた場合、地域計画の達成に資するために特に必要と認める場合には、農地中間管理機構が買入協議を行うこととし、その旨を所有者に通知するものとする。

#### (8) 利用権設定等に関する協議の勧告

本市は、一部の者から農地中間管理機構への利用権の設定等が行われず、全体の取組に支障が生じるおそれがあるときなど、地域計画の地域内の農用地等について、農地中間管理機構に対する利用権の設定等を行う必要があると認めるときは、当該農用地等の所有者等に対し、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告するとともに、その旨を農地中間管理機構に通知するものとする。

#### (9) 地域計画の特例

農業委員会又は農用地区域内の農用地等の所有者等は、農地中間管理機構及び所有者等の3分の2以上の同意を得て、本市に対し、全部又は一部の対象区域内の農用地等について所有者等から利用権の設定等を受ける者を農地中間管理機構とする旨を地域計画に定めることを提案できる。

なお、本市は、提案を受けた場合は、当該提案に基づき、地域計画を定め、又はこれを変更するか否かについて、当該提案を受けた者に通知するものとする。

#### (10) 地域計画内における農用地利用集積等促進計画の決定

本市は、農地中間管理機構が定める農用地利用集積等促進計画が、地域計画の達成に資することとなるよう、連携して作成する。

ただし、目標地図に位置付けられた受け手が10年後に農用地を利用するまでの間、別の受け手が一時的に当該農用地を利用する場合は、地域計画の変更に当たらず、地域計画の達成に資するものと判断することとする。

また、地域計画で予定していない利用権の設定等をしなければならない場合であって、農用地利用集積等促進計画の作成後に地域計画を変更することが確実であると認める場合は、当該農用地利用集積等促進計画の内容は地域計画に即したものであると判断することとする。

## 2 利用権設定等促進事業に関する事項

### (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人(法第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者を除く。)又は農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。)が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて(農地所有適格法人にあつては、(ア)(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて)を備えること。

(ア)耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ)耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ)その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ)その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者(農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。)がいるものとする。

(オ)所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん基準に適合する者として農業委員会が作成するあっせん譲り受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあつては、(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会、同法第11条の50第1項第1号に規定する事業を行う農業協同組合連合会、農業協同組合、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第3項に規定する事業を行う農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、もしくは農地中間管理事業又は独立行政法人農業者年金基金が利用

権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 法第18条第2項第6号に規定する利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第6条で定める者を除く。）が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。なお、このことを担保するため、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、鳥獣被害対策への協力等を行うことについて市長に確約書を提出すること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員又は社員（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定に関わらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合連合会、農業協同組合及び同法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等の利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

## (2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

## (3) 開発を伴う場合の措置

- ① 本市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5

月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。)様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

- ② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認められるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
  - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
  - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
  - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

#### (4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 本市は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める。(附則第2条によりみなされる場合は不要)
- ② 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認められるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

#### (5) 要請及び申出

- ① 本市の農業委員会は、認定農業者で利用権の設定等を受けようとする者又は利用権の設定を行うおうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、市長に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため利用権設定等促進事業の実施が必要であると認められるときは、基本要綱様式第8号に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる飛騨農業協同組合は、基本要綱様式第8号に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②、③に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日90日前までに申し出るものとする。

#### (6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して、農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、(5)の②、③の規定により農用地利用改善団体、農業協同組合、土地改良区又は農地中間管理機構からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、市長は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本市は、農用地利用集積計画において、利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

#### (7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払い方法、(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定するものである場合には、次に掲げる事項
  - ア その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
  - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法第6条の2で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会へ報告しなければならない旨の条件
  - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
    - その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
    - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
    - (イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営状況

(8) 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は、(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

本市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等を行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより貸借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者(法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

- ② 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。
- ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
- イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 本市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を本市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。
- ④ 本市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。
- ⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業(一般社団法人岐阜県農畜産公社)の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

### 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

#### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

#### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用の支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

#### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

#### (4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
  - イ 農用地利用改善事業の実施区域
  - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
  - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
  - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
  - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

#### (5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を市長に提出して、農用地利用規程について市長の認定を受けることができる。
- ② 市長は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
  - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
  - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
  - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
  - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び該当認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

#### (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認められるときは、当該団体の地域内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からこの所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であることが見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。



② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ (6)の①の認定を受けた特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は認定農業者として、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

#### (7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### (8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体にならうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、飛騨農林事務所、農業委員会、農地中間管理機構の指導、助言を求めてきたときは、支援センター連絡会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

#### 4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

##### (1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 飛騨農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作目ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適性な農作業受託料金の基準の設定

##### (2) 農業協同組合による農作業受委託のあっせん等

飛騨農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

#### 5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力ある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営や農地中間管理機構の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

#### 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

本市は、長期的かつ計画的に達成していくため、就農支援協議会を主体に次の取組を重点的に推進する。

##### (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に向けた取組

本市は、就農支援協議会メンバーなどと連携しながら、新たに農業経営を営もうとする青年等からの就農相談を随時実施するとともに、就農希望者に対しては就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。また、高山市指導農業士会をはじめとした先進農家等と連携して、高校や大学等からの

研修や就農希望者による就農に向けた研修等の受入れを行う。

## (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

本市は、次に掲げる事項を重点に推進し、青年等の定着に向けた取組を行う。

### ア 農業者に関する情報の共有と指導支援

就農支援協議会メンバーを主体に、研修や営農指導の時期・内容など就農前後のフォローアップ状況を共有しながら、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

### イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いなどを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。また、地域の青年等で形成される農業者団体への加入を促すとともに、当該青年等を集めての交流機会の提供等により、さらに安定的な経営体への成長を促す機会の提供等を行う。

### ウ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等に対して就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ青年等就農計画作成を促し、就農準備資金・経営開始資金や青年等就農資金、農地利用効率化支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用するとともに、本市においても新規就農につながる事業を実施し、新規就農者の経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

## (3) 関係機関等の役割分担

本市の就農に向けた各種取組については、就農支援協議会が主体となって行うが、主に就農に向けた情報提供及び就農相談についてはぎふアグリチャレンジ支援センター、技術や経営ノウハウの習得については高山市指導農業士会をはじめとした先進農家等、就農後の営農指導等フォローアップについては飛騨農林事務所及び飛騨農業協同組合、農地の確保については農業委員会及び農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を主導する。

## 7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施設との連携

本市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本市は、農業経営基盤強化の促進を通じて、効率的かつ安定的な農業経営の発展に資するとともに、規模拡大志向農業者への農用地利用集積に努める。

イ 本市は、農業者が効率的かつ安定的な農業経営を目指す上で、農協等が農業近代化施設等の再編を推進する場合は、条件整備での支援策を講ずる。

ウ 本市は、飛騨地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョンに掲げた積極的な取り組みによって、需要に応じた主食用米の生産と収益力のある作物への作付け転換を通じて、望ましい経営の育成を図ることとする。作付け転換を契機とした土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、農作業の受委託等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

エ 本市は、条件の不利な中山間地域に中山間地域等直接支払制度を導入し、集落協定に基づいた集落営農を展開し、集落の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

- オ 本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。
- カ 国の多面的機能支払交付金を活用し、地域協働での農地・農業用水・溜池等の保全管理を促進する。

## (2) 推進体制等

### ① 事業推進体制等

本市は、本市の職員、農業委員会・飛騨農林事務所等の関係機関の職員、飛騨農業協同組合・その他の関係団体の役職員、農業委員会地区委員・土地改良組合等の代表者等をもって構成する高山市農業経営基盤強化推進会議において、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。高山市農業経営基盤強化推進会議は、このような検討結果を踏まえ、今後10年にわたり、第1・第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて年代別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

### ② 農業委員会等の協力

農業委員会、農地中間管理機構、土地改良組合は、この指針に基づく農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、高山市農業経営基盤強化推進会議のもとで、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

## 第7 その他

この指針に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附 則

この基本構想は、平成6年4月1日から施行する。

### 附 則

この基本構想は、平成12年8月28日から施行する。

### 附 則

この基本構想は、平成14年3月25日から施行する。

### 附 則

この基本構想は、平成17年9月5日から施行する。

### 附 則

この基本構想は、平成18年7月7日から施行する。

### 附 則

この基本構想は、平成22年6月9日から施行する。

### 附 則

この基本構想は、平成24年3月8日から施行する。

附 則

この指針は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

この指針は、平成28年7月29日から施行する。

附 則

この指針は、令和4年2月28日から施行する。

附 則

この指針は、令和5年 月 日から施行する。

## 別紙1（第6の2(1)⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は一般社団法人岐阜県農畜産公社(農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)

○対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合

…法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合

…その土地を効率的に利用することができること認められること。

- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格法人である場合を除く。)又は、生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

…その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

…その土地を効率的に利用することができること認められること

- (3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6条に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

…その土地を効率的に利用することができること認められること。

別紙2(第6の2(2)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は3年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払い等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増加額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者双方の申し出に基づき本市が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。



Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額(共済金を含む。)から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定にあたっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者(損失がある場合には、受託者という。)」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価額に批准して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。